

窓口業務の包括的業務委託事業仕様書 別紙2

使用することができる設備、機器等

1 市民課業務用設備、機器等

番号	設備・機器・備品等	個数					備考
		証	異	管	戸	交	
1	住民記録システム端末	6	2	1	0	2	市民異動担当分は、繁忙期 3 台とする。
2	住民記録システム端末用プリンタ	5	2	0	0	1	
3	戸籍総合システム端末	3	0	0	2	0	管理担当及び交付担当の業務で必要とする場合は、証明担当の端末を利用する。
4	戸籍総合システム端末用プリンタ	3	0	0	2	0	管理担当及び交付担当の業務で必要とする場合は、証明担当の端末を利用する。
5	顔認証システム用端末	0	0	0	0	1	マイナンバーカード交付時に利用
6	番号札発券機	1	0	0	0	0	
7	受付窓口案内モニタ	2	0	0	0	0	
8	受付窓口番号札モニタ	1	0	0	0	0	
9	交付窓口案内モニタ	1	0	0	0	0	
10	アイポッド	3	0	0	0	0	職員用受付番号呼出機として利用
11	レジスター	1	0	1	0	0	
12	裏書用プリンタ	1	0	0	0	1	住基カード及びマイナンバーカードの券面事項記載変更時に利用
13	液晶テレビ	0	0	0	0	1	マイナンバーカードに関する各種情報の表示機として利用
14	ブルーレイプレーヤー	0	0	0	0	1	
15	キャビネット	0	0	0	1	0	
16	机	2	3	2	1	2	
17	椅子	0	3	2	2	2	
18	電話機	3	0	1	0	1	
19	受付用コピー機	0	0	0	0	2	本人確認書類のコピーに利用
20	コピー機	0	0	1	0	0	

※ 受付番号システム導入時に 6 番から 10 番の台数及び構成が変更となる予定。

2 保険年金課業務用設備、機器等

使用機器（平成 30 年 5 月 1 日現在）

番号	設備・機器・備品など	個数			備考
		給	税	後	
1	国民健康保険システム端末	3	8	0	給付は健康かるてシステムも設定済み
2	後期高齢者医療標準システム端末	0	0	1	職員と共有 1 台
3	後期高齢者医療市町村システム端末	0	0	3	窓口 2 台、職員と共有 1 台
4	住民記録システム端末	0	0	3	窓口 2 台、職員と共有 1 台
5	プリンタ	1	3	2	後期 2 台は市職員と共有。
6	番号発券機	1		1	
7	窓口端末	8		2	
8	窓口表示機（ディスプレイ）	4		1	
9	来庁者用案内機	1			
10	職員周知機	1	2	1	
11	椅子	2	4	2	市職員用のみ
12	受付窓口カウンター	3	5	2	繁忙期は追加あり。
13	電話機	2			

3 市民課及び保険年金課共通項目

従事者用ロッカー	男性用	6
	女性用	54
※ 従事者用ロッカーの数量については見込であり、最終的な数量は、従事者数に応じて要相談となります。		

4 その他調整中の機器

コピー機

5 備考

- (1) 証は証明書発行関係業務用の個数を指す。
- (2) 異は住民異動届入力関係業務用の個数を指す。
- (3) 管は証明書発行関係業務のうち郵送請求用業務用の個数を指す。
- (4) 戸は戸籍総合システム入力関係業務用の個数を指す。
- (5) 交は通知カード及び個人番号カード交付関係業務用の個数を指す。

- (6) 給は給付業務用の個数を指す。
- (7) 税は資格関係業務用及び保険税関係業務用の個数を指す。
- (8) 後は後期高齢者医療部門業務用の個数を指す。

以 上